

第 10 回農作業安全検討会 議事概要

日 時：令和 7 年 10 月 16 日（木）10:00～12:00

場 所：農産局第 1 会議室及び web 開催

出席委員：生部委員、臼倉委員、大幢委員、大吉委員、川口委員、小谷委員※₁、清水委員、
埤田委員※₁、田島委員、田中委員、田邊委員、藤盛委員※₁、横手委員

※ 1 ウェブ会議システムで参加の委員

（オブザーバー：厚生労働省労働基準局安全課、経済産業省製造産業局産業機械課、国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課、警察庁交通局交通企画課）

事務局：山口農産局長（冒頭挨拶のみ）、佐藤生産振興審議官

技術普及課 吉田課長、美保生産資材対策室長、

江頭課長補佐、土岐課長補佐

農村振興局整備部設計課施工企画調整室 中西課長補佐

議 題：中間とりまとめの取組状況について

農林水産省山口農産局長から冒頭挨拶の後、技術普及課美保室長より議題に係る資料について説明。これに対する各委員からの発言要旨は以下のとおり。

（横手委員）

- ・生産者団体として農作業安全は最優先で取り組む事項と認識しているが、一方で政策の実行にあたっては現場に過度の負担が生じないように配慮することが持続可能な生産現場を実現する為に必要。
- ・農作業事故情報について、的確な対策立案の為に、年齢別や事故形態別のより詳細な情報も示していただきたい。農業は、家族経営が多く労務管理が困難という課題があり、特に高齢者や個人経営者における事故が多いと感じているが、その実態を把握し対象を絞ることによって効果的な研修等ができる。例えば、資料に示されている「未熟練農業者を対象とする専用研修」のように対象を絞り、拡充していく方法が効果的だと思う。また、農業者においては、自分ごととして捉えられていないという実情がある為、事故が経営に及ぼす具体的な影響や事象事例等を示すことにより、この意識を変革することが極めて重要。
- ・安全性検査の対象機種への移行を進める為に実施している農業機械の安全性能アセスメントについて、評価結果は公表だけではなく、周知方法の工夫が必要。安全性の高い農業機械の普及促進を達成する為には、評価結果を農業関係者に見ていただかないと認知されない為、評価結果を農業関係者がきちんと確認をして、機械選択に活用できるように情報伝達することが重要。
- ・令和 9 年 4 月に施行される改正労働安全衛生法に基づく個人事業者等に係る新たな義務についての周知は喫緊の課題であり、こうした制度化の周知や理解促進の為に、具体的な事例を豊富に示すことが必要。
- ・周知には動画等様々なコンテンツを作成いただいているが、上記と同様に、コンテンツの公開場所を周知することが必要で、時間や場所の制約がある農業者にとっては、視覚的にわかりやすい動画は効果的と感じる。

- ・最後に、安全対策は生産者の営農基盤強化に直結することから、引き続き関係機関と連携して安全対策の推進に努めていく。

(藤盛委員)

- ・中間とりまとめ以降の取組、特に農業機械の安全性検査の充実や農作業安全対策の研修はかなり進捗しており評価したい。これからも現場が混乱なく受け入れられるように丁寧な情報提供や運用をお願いしたい。我々日本農業機械化協会も、指導者向け研修や熱中症対策、ポスターデザインコンテスト等の補助事業の実施主体として農作業安全に取り組んでいるところ、今後も農作業安全の推進に協力していきたい。
- ・農業機械メーカーや農業者との意見交換において、最近よく話題に上がるのが厚生労働省の安全対策に関する検討会の現状と方向性についてであり、今年度から検討がパタッと止まってしまっており、多くの方が心配されている。農業機械メーカーにおいても制度変更に係る実施体制の整備を、また、農業者においてもどんなことを課されるのか、新聞に取り上げられた内容をそのまま信じていいものか、対象機種は何か等、不安を感じている。厚生労働省マターではあるが、農林水産省からも働きかけ、状況や今後の方向性等を情報提供いただきたい。

(埤田委員)

- ・私自身は、実践的な災害予防の為の調査研究に取り組んできたところ、労働衛生コンサルタントであり、あるいは労働衛生の医師としての教育研究にも取り組み、実際に製造業の事業所で産業医活動もしており、そういう立場で農業者の健康問題について関わってきた。
- ・基本的な点で質問であるが、農作業死亡事故の調査結果は、死亡統計に基づいた情報と労災の情報を混合して示されているが、どのように使い分けているのか。労災統計を使用した場合、加入者が非常に少なく、あるいは地域的にも非常に偏りがあるので、農業においては把握の限界があると思われるところ、事故実態に対する対策を取ったといえるのか、見解を伺いたい。
- ・農作業安全の教育研修に取り組むことは大事なことであるが、組織に属しない農業者、あるいは高齢農業者や、家族経営のような自営の方々も農業災害に被災されており、このような農業者に対しての教育や情報発信について、中間とりまとめ以降どのように取り組むこととしているかを伺いたい。
- ・産業保健の領域において、労働安全の基準は様々な形があり、これは日本産業衛生学会が決めている許容基準が元になっているところ、その基準は60歳までの方を前提に確認した基準になっている。農業の場合、従事者は70歳を超えていこうというような状況であり、高齢の農業従事者の被災比率が上がってきているという統計的事実を基に検討されてきたと思うが、中間とりまとめにおいて、高齢の農業者に係る安全対策はどのように臨もうとしているのかを伺いたい。例えば、農業機械の開発や点検に関連して、安全性検査制度の改正が行われたところ、高齢農業者の使用においても安全という視点での基準が作ら

れているのかについても伺いたい。

- ・農村医学会においては、現場で使用すべき教材をとりまとめた 160 ページほどの安全教本を公表しようと準備しており、そこでは実際に起きた事故事例やグッドプラクティスを紹介しようとしている。今後、このような教材の活用の提案等も含め、本検討会に参加していきたい。

(事務局)

- ・横手委員からコメントいただいた年齢別等の情報について、本検討会の資料では割愛したが、農林水産省で取りまとめている死亡事故調査においては、年齢別や機械の種類別等、様々な切り口で分類しているところ、この内容をしっかり周知してまいりたい。

また、安全性能アセスメントの評価結果や、藤盛委員御指摘の労働安全衛生法等の各種制度についての情報提供もしっかり周知してまいりたく、全農はじめ関係各所には引き続き御協力をお願いしたい。

- ・藤盛委員からコメントいただいた厚生労働省の労働安全衛生法関係の検討状況について、厚生労働省内で検討を進めているというところであるが、農林水産省においても逐一状況を確認し、適時的確に情報提供していきたい。

- ・埤田委員御質問の、死亡事故情報と労災情報の使い分けについて、農林水産省では、厚生労働省の人口動態調査の情報を整理し、農作業事故死亡者数を調査しており、これにより網羅的に調査しているもの。一方、農業分野においては個人事業主が多く、労災保険加入者はごく一部であり、労災情報だけで全体傾向を見ることはできないと承知しており、労災情報に含まれている死亡以外の怪我等の情報を状況分析に活用している。また、任意となるが、各地域の関係団体や地方自治体、農業機械の販売店等を通じて、事故発生時の情報を農林水産省に提供いただく仕組みも構築しているところであり、様々な情報を参考に分析し、政策を検討していきたい。

また、家族経営が多い農業界における教育について、従業員を雇用した際の雇入れ時教育が義務付けられている旨周知を行ったり、指導者による研修実施強化期間には、個人経営の方にも参加いただけるように農林水産省から呼びかける等に取り組んでいる。その際には、高齢農業者にもわかりやすいような資料づくりを意識して推進しているところ、埤田委員御紹介の安全教本等についても、これから連携したい。

(清水委員)

- ・埤田委員御質問の高齢農業者の使用を前提とした農業機械の基準について、安全性検査の基準策定にあたっては、ターゲットの年齢層を明確にはしていないが、基本的に農業従事者は、高齢者が多い現状を見据えて検討している。

(田邊委員)

- ・農業機械の安全性検査について、制度化が進んでいる一方、例えば作用部インターロック機能は 7 秒間動力を遮断できない点について惰性回転のリスクに相当するところであり、

このようなリスクが残っていることをユーザーに伝えることが重要。

- ・製品リスクアセスメントについて、主な評価項目が挙げられているが、巻き込まれ事故も多いと聞いており、死亡には至らないが手指切断といった永久障害に繋がるようなリスクについても併せて評価いただきたい。
- ・特別教育について、一般産業では、職長教育を実施する上で教育カリキュラムを組んでおり、非常に有効に機能していると考えている。そのまま農業に当てはめることはできなくとも、教育プログラムを全体で考えることは必要であり、まずは、特別教育は重要である。
- ・リスクアセスメントにおける保護具の着用にあたるシートベルト着用の義務化について、必ず生じ得るヒューマンエラー対策であり、リスク対策において非常に重要とされている。本件の義務化は、新しい機械にのみ適用されるところ、農業者は何十年も同じ機械を使用する傾向である為、この義務化による死亡事故減少への効果は見えづらいが、重要な制度である。自動車の乗車と同様の感覚を想起させる等、シートベルト着用の習慣化に向けた働きかけを検討することが大事。
- ・熱中症対策として、一般産業では尿のカラーチャートのカードを配りそれをトイレに並べて貼って、自身で脱水状態を確認できるようにし、さらにその流れですぐに水を飲めるように飲料水を配置している工場が多くある。
- ・農作業安全の研修にて、グループワークが非常に有効である。職長教育の例であるが、グループ討議によって自分以外の経験を聞くことで様々な気づきがあり、自発的な行動につながる。
- ・資料にはないが、農業においては、農薬の化学物質は、労働災害として表面に出づらいたところだが、重要なリスクだと考えている。

(田中委員)

- ・農作業事故死亡者数が236件報告されているということは、その数十倍の怪我や数百倍のヒヤリハット事例があると考ええる。農業の持続可能性を高める為にも、先ずは、事故件数の規模感を認識する必要がある。
- ・労働安全衛生法における特別教育について、教育を実施する側、受ける側の双方に、過度な負担がかからないように進めていただきたい。また、労働安全衛生法の個人事業者に対する措置に係る改正について、フォークリフトを扱う場合に個人事業者も対象となるということを、業界としても施行に向けて周知をしていきたい。
- ・安全意識の向上において、資料にもある通り自分ごととして捉えることが重要。中小規模の農家が担い手として、地域の農作業や農地を引き受けているケースがあり、このような担い手が負傷した場合には、その地域の農業が立ち行かなくなり、負傷した農家自身だけではなく、地域の農業関係者も影響を受けるケースも考えらる。農業者だけではなく農作業安全に関わる者自身が「自分ごと」として認識することが大事。
- ・多くの研修ツールを開発することと併せて、特に小規模農家や高齢者等といった「自分ごと」と認識しにくい方に対して、紙媒体や直接の声掛けを継続する必要がある。

(田島委員)

- ・就業者一人当たりの平均耕作面積が増加している点について、経営面積が増えることに伴い新しい大型機械を導入する方向であれば安全な機械が増えることとなろうが、現在の農業界においては、就業者一人に対して区画の小さい農地が増えていく傾向である。この場合、古い機械と新しい機械の両者を使用することが想定され、新しい機械は安全性が向上する一方、安全性が不十分な古い機械と共存する状況が考えられる。新しい機械に対する制度や義務が、古い機械の使用においても普及・浸透していくことが重要。
- ・経営規模の拡大により外国人労働者も参入する中、安全性を担保する為には、機械の安全性を高めるハード面の対策だけではなく、研修等ソフト面の対策の充実が重要。
- ・農業機械のアセスメントには評価検討委員として携わっているところ、同じ高所作業機であっても機種間で操作性が全く異なっていることや、ペダル等装置の位置が様々である点を懸念に感じている。機械の安全性が確保されつつある現状において、ブレーキとアクセルの踏み間違いの対策のような、人間と機械のインターフェイスに関する研究を進める段階に来たと感じる。
- ・追突防止対策としての回転灯装備の議論について、回転灯と低速車マークの視認性比較試験の結果が示されているが、重要なのはトラクターが低速で走っている車であることを一般の方が運転する後続車に確実に伝えることである。除雪車や建機は回転灯によって低速車であると示していることが広く知られているが、農業機械は独自の低速車マークで示すことになっている為、この低速車マークをどう周知するかが喫緊の課題である。検討いただきたい。
- ・建機と比較し農機の事故が減少していない理由としては、気象や土地に適した作物の違いにより、地域ごとに作業機が多様であり、スタンダード化がしづらいところにあることから、地域の農作業安全推進協議会等が設立・活動されることはものすごく効果的。地域の優良な農業者による研修のようなソフト面の充実は今後重要。

(事務局)

- ・田邊委員から、インターロックに残るリスクの周知について御指摘があったところ、今後どういった周知ができるか検討していきたい。また、教育プログラムを作ることが大事ということや、熱中症に係る尿のカラーチャート、研修におけるグループワークの活用についての御指摘は参考にしたい。研修の実施における人材確保の課題はあるが、自分事として考えてもらえるような対話型・参加型の研修をどのように推進できるか検討していきたい。
- ・田中委員から、特別教育の制度化に係る負担への配慮について御指摘があったが、安全対策と効率性は相反する部分があり、その中でいかにバランスを取るか、厚生労働省とも議論をしていきたい。また、高齢農業者への周知については、農作業安全の研修を単独開催だけでなく、栽培技術指導の研修時等に併せて農作業安全研修を実施している現場もあるところ、様々な機会を活用して高齢者の方にも周知活動を行っていきたい。

- ・田島委員から、ソフト面の支援が重要と御指摘があったところ、引き続き研修活動をしつかりと推進していきたい。また、低速車であることの一般向けの周知については、どういった対応が可能か検討していきたい。地域ごとの協議会の取組が重要であるといった御指摘については、今年度指導者向けのアンケートを実施し、研修資材に対する御意見を伺ったところであり、このような現場との双方向の取組を進めていきたい。

(清水委員)

- ・農業機械の安全性検査や安全性能アセスメントは、農研機構が主体的に取り組んでおり、委員の皆様の御意見を参考に、公表等の発信の仕方を検討していきたい。
- ・熱中症対策について、近年は、全国的に平年よりも夏の気温が2，3度高くなっており、東北や北海道では3，4度高くなっている。このような元は涼しい地域においては、エアコンがなかったり、熱中症予防アイテムについての知識が薄かったりすることもある中で、地域別に対策を検討することが必要ではないか。
- ・シートベルト着用義務化について、制度上は令和9年以降製造のトラクターが対象機となるが、それ以前のトラクターもシートベルトは装備されており、適用日以前に製造されたトラクターにおいてもしっかりと着用するよう普及啓発が必要ではないか。

(小谷委員)

- ・広報啓発の視点から、伝え方について意見したい。農業は幅広いので、水田農家なのか、果樹農家か畑作農家か、ターゲットを明確にし、例えば稲作なら、どういうケースで転落事故が多いとか、どこでどのような事故が多いかがわかると受け手の理解度が上がるのではないか。
- ・フラットに課題を共有できるグループワークは、研修手法として素晴らしい。
- ・リーフレットについて、最近は文字を読む機会が減ってきているので、未熟練農業者を対象とする専用研修のページで紹介されているようにイラストを活用したり、動画を活用したりして見せる工夫をしていくと良いのではないか。
- ・日頃農業者は褒められる機会が少ないところ、モチベーションに繋がる為、表彰制度は素晴らしいと思う。資料には、「地域等の表彰を行う」と記載されているところ、団体の代表者が対象なのか、個人も対象になるのか教えてほしい。表彰者が講師になるような仕組みも良いのではないか。

(川口委員)

- ・日農工としても安全性検査の新たな制度や基準策定、また、安全性能アセスメント等、農機メーカーと共に、農林水産省や農研機構と意見交換しながら協力して進めている。メーカーとしては、使い勝手が悪くなると現場で普及が図れなくなる為、安全性を担保しながら実用に支障がないよう、基準のあり方については積極的に発言をしてきたところ、新たな安全性検査基準には、メーカー意見を反映いただき感謝。
- ・中間とりまとめにおいては、機械の安全対策、農地・農道・施設等の安全対策、農業者の

安全意識の向上と、3つの分類に分かれて整理されているところ、本日の資料中に説明はなかったが、環境整備も重要。これまでも農地・農道といった作業環境の安全対策については、農道から圃場への侵入箇所に係る整備基準に取り入れていただいた経緯があり、やはり安全対策を講じた機械を現場で活用するに当たっては、作業環境との関係は無視できない。例えば、スピードスプレヤーの事故対策として、機械側では安全フレーム設置を前提に検討を進めているが、実際には安全フレームを取り付けることによる機体高さの制約により、スピードスプレヤーで入れなくなる果樹園も存在する。改植に対する補助や普及指導等、環境側からの歩み寄りもお願いしたい。

- ・シートベルト着用義務化について、乗用型トラクターでは、かねてより安全性検査基準で取り入れられていたことから、すでにほぼ全てのトラクターに装備されている状況である。義務化の対象機でなくともシートベルトを締めてもらえるよう、強力な指導をお願いしたい。

(事務局)

- ・清水委員から熱中症対策について御指摘があったが、結果を見ると、寒冷地である北海道や東北でもかなり研修はしっかり行われている。引き続き取り組んでまいりたい。
- ・小谷委員からの広報啓発方法についての御指摘を踏まえ、対象者の明確化、絵を活用する等取り組んでまいりたい。表彰制度について、対象範囲は考えていきたい。
- ・川口委員から環境整備について御指摘があったが、スピードスプレヤーの事故対策については環境面も含めてどうあるべきかを引き続き議論してまいりたい。

(大吉委員)

- ・資料2 ページ目の就業者一人当たりの平均耕作面積が平成26年から1.7倍に伸びていることについて、実感がなく驚いた。今後さらに農業者人口が減るということは、その分一人当たりの農業者の責任が増えることになる。さらに機械化が進むということも予想される為、職場の労働者に対する意識啓発につなげていただきたい。
- ・農業機械作業研修について、農林水産省から示された資料を活用してグループワークを行っていることはとても良いと感じた。職場等でグループワークをする場合に、自分ごととして現場でできることはないか、安全装備を活用できているか等の職場内の意見を拾っていくことで、自発的な職場の労働環境の改善や作業効率化に繋がる。自発的な職場のルール作りが、個々農家の作業体制に合ったルールを現場に落とし込めるのではないかな。
- ・表彰・情報発信は、表彰された団体のモチベーションアップ、及び優良事例の情報共有により、農作業安全の普及につながる。
- ・日曜日の政府広報ラジオ（日曜まなびより）を車の運転中に聞いた。末端まで届きやすいメディアを活用した啓発も、今後行っていただきたい。

(大幢委員)

- ・2ページの統計資料について、年齢別の分析もされているが、単に数だけではなく割合を

示し、いろんな産業で比較できれば良い。高齢者が圧倒的に増えている業種もあれば、若年労働者が増えている業種もあると思われる。若年労働者は作業に慣れていない為、事故発生率が高く、作業に慣れている 30、40 代は減少し、高齢者になると増えることもある（バスタブ型）。そういった分析結果が得られると、対策しやすいのではないかと。

- ・農業機械は古い機械が市場に多く残っている為、新しい安全性検査制度を作っても安全な機械が普及しづらいという課題について、例えば構造的に農業機械に安全装置の後付けをして、安全性能がアップできるようなことも考えてはどうか。構造的に後付けは難しいのかもしれないが、少しでも安価に安全性能を向上させれば、普及しやすくなるのではないかと。
- ・熱中症対策について、労働安全衛生規則ではどちらかというと発症した後の対策が、義務付けられているが、農業は、かなり広範囲な田畑で作業しており、その場合、周囲に人がおらず対策が取りづらいことが想定される為、予防対策や危険性を積極的に啓発してほしい。

（臼倉委員）

- ・農業は定年がない為、高齢者が多い状況。安全性が向上していくのが大型機械であり、高齢農業者がその安全な農業機械を使用する機会は少ないのではないかと。農業機械の老朽化とともに農業者も引退するケースが多い為、大型機械の安全対策だけで農業者の危険回避に結びつく現場環境ではないと感じた。周囲では、小型機械とビニールハウスに挟まれて亡くなった方もおり、小型機械の安全対策も考えていく必要がある。一方で、小型機械の安全装置を装備することは難しい為、作業場所の安全性の担保も必要。例えばビニールハウス側に危険を回避するような工夫をしたり、一人作業が多い産業なので危険が起きた時に身内に知らせる工夫をしたりできないかと感じた。
- ・社内の会議で危険やヒヤリハット事例を共有したところ社内ではあまり大きな事故は起きていない。危険点を共有するような研修や機会を設けることが重要。その際、事例、特に映像で伝えていくことが効果的。
- ・農機具の販売店等から危険指導をされた経験がなく、販売店や周囲の関係者等から網羅的に危険指導をしていくことが今後必要になると感じた。
- ・農業者はコストを販売価格に反映させることが難しい産業であり、安全対策に係るコスト高に耐えられるかが懸念である。

（生部委員）

- ・本検討会の立ち上げ時、及び中間とりまとめ時に委員として携わっていたが、人事異動により再度本検討会の委員に着任した。4、5年前の本検討会において、ヒューマンエラーは避けられない中での農業機械の安全対策の強化は、人為的ミスが生じた場合でも事故を回避可能な機械や環境整備が大事とされていた。現在は、新たな安全性検査制度の運用を開始したり、それを補助事業の要件としたり、スピードスプレー等農機についても検査対象を拡大しようとしている動きについては、歩みが着実に進んでいると理解した。一

方で、長く使用されている機械に対し、数年前にはアタッチメント装備による事故対策の紹介があったところ、中古機械に関する対策も検討が必要ではないか。

- ・労働安全衛生法令に係る対応について、令和7年5月に成立した改正法の周知は重要である。国や地方自治体、関係業界等で周知していくにあたり、15 ページ目に示されている改正安衛法における個人事業者等自身の義務の3点について、具体が不明確であり気になる。
- ・熱中症対策の啓発について、高齢農業者の農作業においては熱中症リスクが高まる為、その対応が重要。また、農業現場で増えている外国人材向けに農林水産省で作成している資料を多言語翻訳し、周知してもらいたい。
- ・JA グループでは、毎年度農作業安全に係る全 JA 調査を実施している。具体的な取り組みを紹介すると、広報誌やチラシ、ポスターによる啓発は95%以上であり、安全推進運動は80%程度、農作業事故やヒヤリハット体験の調査等による農作業事故状況の把握は40%程度取り組まれていた。こういった地道な取組も継続して行いたい。

(事務局)

- ・大吉委員の御意見について、表彰は今年から実施したいと考え、現在仕組みづくりを検討しているところ、御意見も踏まえて考えていきたい。
- ・大幢委員御指摘の農作業死亡事故調査の年齢別分析等についてもしっかり行っていきたい。
- ・臼倉委員から御紹介いただいたヒヤリハットを共有する機会を設ける取組については、農業法人だけでなく、個人農家の方にも事例を共有していただけるような研修を検討していきたい。
- ・生部委員の御指摘の古い農業機械の安全対策について、古い機械に対し新しく基準を規定するのは難しいところ、これを補完する観点で研修等の促進をしっかり啓発したい。
また、改正安衛法の周知は、厚生労働省と連携ししっかりと取り組んでいきたい。また、熱中症対策資料の多言語化について、熱中症対策のパンフレットを多言語に翻訳したものがあるので、これを活用いただきたい。JA グループの取組についても積極的に実施いただき農林水産省としても心強く、より一層の対応をお願いしたい。優良事例を共有いただけたら、農林水産省としても展開していきたい。

(厚生労働省労働基準局安全課 東技術審査官)

- ・いただいた御意見は厚生労働省の施策にも反映していきたい。改正安衛法に係る個人事業者等への特別教育の義務付けについては、令和9年4月の施行に向け、農林水産省ともしっかり連携し、円滑に施行できるように取り組みたい。
- ・農業機械の安全対策に関する検討会は、前回開催からしばらく期間が空いているところ、具体的に、いつ、どういう方向で進めるということを今言える状況ではないが、現実的な制度であるかという観点も念頭に引き続き検討を進めてまいりたい。
- ・厚生労働省では、熱中症対策について、令和7年春に労働安全衛生法令での義務付けを行

った。内容は、連絡体制の構築や何かあった時の手順の構築等が義務付けられており、熱中症にかかった場合に重症化に至らないようにという観点を最優先として制度化したところ。具体的な熱中症予防対策等については厚生労働省からも情報発信に努めている。義務化した事項に関わらず、積極的に熱中症の防止対策から取り組んでいただきたい。

(閉会挨拶：佐藤生産振興審議官)

- ・限られた時間の中で多くの貴重な御意見いただくことに感謝。
- ・毎年２月に、前年の農作業事故死亡者数を公表しているところ、これはある意味我々の取組の成績表と捉えている。シートベルトの例で話題に挙がったように、ハード面で安全性がいくら高まっても、ソフト面での取組が伴わなければ、農作業事故防止につながっていないものと考えている。
- ・ソフト面での取組について、農林水産省では、「伸ばす」、「深める」、「進める」の３つのシン化の切り口を推奨することで研修の充実を図っているところであり、本日いただいた御意見の中でも、これはぜひ取り入れるべきだ、取り入れていきたい、と感じる御意見もあったところ、個別対策をさらに加速化してまいりたく、引き続き御協力をお願い申し上げます。

(以上)